

かご漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第12号に掲げる次のかご漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和4年5月23日

岩手県

1 かご漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類		漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
水産動植物の種類								
かご漁業	アイナメ等	かご	岩手県 沖合海面	1月1日 から12 月31日 まで	制限なし	20トン未 満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	3
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(宮古水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	1
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有する者	1
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(大船渡水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年5月23日から令和4年6月23日まで

(3) 備考

① この許可の有効期間は、許可の日から令和6年2月29日までとする。

② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 北緯40度27分の線から北緯38度58.2分の線までの海域においては、1月1日から6月30日及び9月1日から12月31日までの間は、次の(ア)点から(ケ)点までの各点を順次に直線で結ぶ線以東の海域並びに(コ)点から(ナ)点及び(コ)点の各点を順次に直線で結ぶ線によって囲まれた海域では操業してはならない。

(ア)点 北緯40度27分 東経142度2.3分

(イ)点 北緯40度7.8分 東経142度7.9分

(ウ)点 北緯40度 東経142度12分

(エ)点 北緯39度45分 東経142度9.8分

(オ)点 北緯39度32.8分 東経142度10.8分

(カ)点 北緯39度28.3分 東経142度10.2分

(キ)点 北緯39度26.3分 東経142度9.1分

(ク)点 北緯39度1.8分 東経142度1.2分

(ケ)点 北緯38度58.2分 東経141度59.3分

(コ)点 北緯40度20分 東経141度56.7分

(サ)点 北緯40度15.9分 東経141度57.7分

(シ)点 北緯40度11分 東経142度

(ス)点 北緯40度9.5分 東経142度1.1分

(セ)点 北緯40度7.6分 東経142度4.5分

(ソ)点 北緯39度57.9分 東経142度6分

(タ)点 北緯39度50分 東経142度6.2分

(チ)点 北緯39度50分 東経142度5.7分

(ツ)点 北緯40度0.6分 東経142度2.6分

(テ)点 北緯 40 度 8.7 分 東経 141 度 59.1 分

(ト)点 北緯 40 度 13.3 分 東経 141 度 56.6 分

(ナ)点 北緯 40 度 20 分 東経 141 度 53.2 分

イ 北緯 40 度 27 分の線から北緯 38 度 58.2 分の線までの海域においては、7 月 1 日から 8 月 31 日までの間は、次の(ニ)点から(ヘ)点までの各点を順次に直線で結ぶ線以東の海域では操業してはならない。

(ニ)点 北緯 40 度 27 分 東経 142 度 4.2 分

(ヌ)点 北緯 40 度 20.9 分 東経 142 度 7.3 分

(ネ)点 北緯 39 度 56.8 分 東経 142 度 15.6 分

(ノ)点 北緯 39 度 32.8 分 東経 142 度 10.8 分

(ハ)点 北緯 39 度 28.3 分 東経 142 度 10.2 分

(ヒ)点 北緯 39 度 26.3 分 東経 142 度 9.1 分

(フ)点 北緯 39 度 1.8 分 東経 142 度 1.2 分

(ヘ)点 北緯 38 度 58.2 分 東経 141 度 59.3 分

ウ 第 2 種共同漁業権の免許区域内の海域（ただし、操業海域に面する漁業協同組合の同意を得た海域を除く。）では操業してはならない。

エ 雌のけがに及び甲長 8 センチメートル以下の雄のけがにを採捕してはならない。

オ 毎年 4 月 1 日から 11 月 30 日までの間、けがにを採捕してはならない。

カ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。